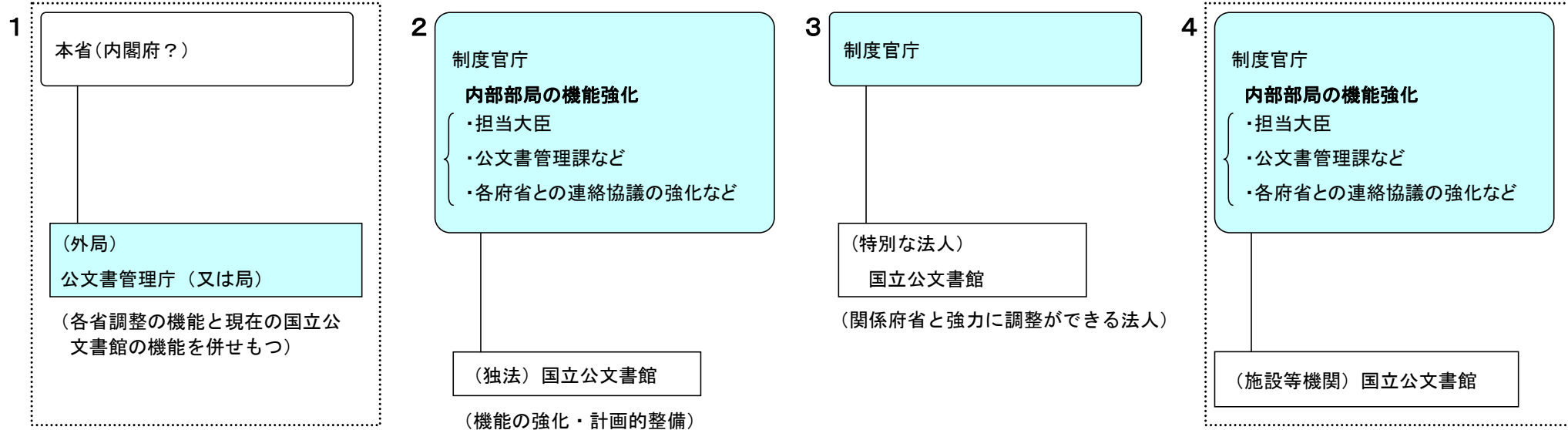


文書管理行政と国立公文書館について（案）

資料1

- 文書の作成、保存、保管、廃棄という文書のライフサイクルを通じた管理を適切に行うとともに、国立公文書館への移管を円滑に行うためには、制度官庁と国立公文書館との関係をどのように捉えるのがよいか？
- 懇談会の提言等を踏まえると、以下のようないくつかのパターンが考えられるのではないか？
- 公文書館や制度官庁にどのような機能・権限を持たせるか。それを文書管理法制の中でどのように位置づけるか？



メリット	文書管理サイクルを通じた一括管理が可能となる	現行制度をベースに充実・強化が図れる	法人の独立性と権限強化を両立できる	国の機関としての位置づけができる
問題点	●現用・非現用を通じて公文書館が関与する場合は現行の所管省（現用は総務省）の組換えが必要 ●組織・定員管理面で高いハードル	●「独法」であることの制約 ●独法が各府省の文書の廃棄にどう関与できるのか、そのためにはどのようなスキームが必要か更なる検討が必要	●一組織のために新しい類型の法人を作れるか？ ●特別な法人としてどのような機能・権限を付与するのか ●法人である以上、権限強化にも限界	●独法に比べて公文書館の活動の自立性を損なう可能性 ●単に施設等機関に戻るだけでは企画・調整機能を持ちえず、機能の強化が図れるか疑問 ●組織・定員面のハードルが高くなるだけではないか

※国立公文書館の体制整備は、総人件費改革（行革推進法、行革重要方針（平成17年12月閣議決定））や国家公務員定員管理との関係を整理する必要がある。

(参考) 各国の組織形態

未定稿

アメリカ

国立公文書記録管理院
(NARA)

イギリス

法務省

国立公文書館 (TNA)

(政府機関 兼 エグゼクティブ・エージェンシー)

フランス

文化・コミュニケーション省

フランス公文書館局
(DAF)

国立公文書館(AN) 等

特
徴

- 連邦政府の独立機関。
- NARA長官 (Archivist of the United States) は議会 (上院) の助言と同意のもとで大統領により任命される。

- 法務省の下にある、政府機関 兼 エグゼクティブ・エージェンシー。
- 日本の独立行政法人とは違い、各府省への強い指導権限がある。

- 文化・コミュニケーション省にフランス公文書館局が置かれ、その下に国立公文書館等が置かれており、両者が連携して任務に当たる。
- フランス公文書館局から専門職員を各府省に派遣し文書管理業務に当たらせている(「ミショネール」制)。

ドイツ

連邦文化・メディア
担当部

連邦公文書館

韓国

行政安全部

国家記録院

(参考)

日本

内閣府

国立公文書館

(独立行政法人)

特
徴

- 連邦首相府に属する文化・メディア担当連邦政府担当官の所管の国家機関。
- 行政文書管理については連邦内務省の定める基準に沿って統一的な文書管理がなされている。

- 行政安全部の下に置かれている国家機関。
- 国の機関・地方機関・民間からの記録収集を行うほか、全政府統一の記録管理標準やマニュアルの開発を行っている。

- 内閣府の所管に置かれている独立行政法人。